

第 21 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 4 月 23 日（火）午前 9 時 30 分から 10 時 10 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
	8 番	寺田	誠	10 番	西田	暁
	11 番	高田	照美			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	片板	大作
ハ.	柳田	和則	ニ.	中峯	哲義
ホ.	中島	一三	ヘ.	雨田	俊孝

4. 欠席委員

農業委員

6 番	小山	重和	7 番	河野	律雄
-----	----	----	-----	----	----

農地利用最適化推進委員（順不同）

ト.	高田	正一	チ.	小脇	浩一
----	----	----	----	----	----

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 27 年度第 20 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 31 年度第 21 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係主任	日高 隆一郎

7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農業委員のうち) 議席番号 6番、小山 重和 委員。7番、河野 律雄 委員 でございます。(農地利用最適化推進委員のうち) 高田 正一 推進委員、小脇 浩一 推進委員 が欠席であります。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第21回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 1番、古市道則 委員。2番、中里 安男 委員を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成27年度第20号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について、を議題といたします。

事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。戸川係長。資料は2ページをお開きください。

議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更(賃借権1件)について承認を求めるものです。

当初公告年月日は平成28年3月31日(平成27年度第20号)による公告の一部変更です。

資料は3ページをご覧ください。

利用権の設定をする者は 南種子町〇〇××番地 A・75歳、利用権の設定を受ける者は 南種子町〇〇××番地 B・36歳です。合意解約に至った土地の所在は、〇〇字△△××番・同××番・××番地、3筆ともに地目は畑、合計面積は ●●㎡ です。

4ページをお開きください。合意解約通知書の3. 期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間設定でしたが、自宅近くに圃場を借りることが出来たためということで、平成31年3月31日合意解約されています。5ページには図面を添付していますのでお目通しください。

以上、第1号議案についての説明は終わり、承認を求めるものであります。

- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議 長 質疑ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、議案第 1 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 1 号については原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 31 年度第 21 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について、を議題といたします。
なお、資料 11 ページ、整理番号 4 番において、高田 照美 委員が農業委員会法第 31 条第 1 項、議事参与の制限に該当することになりますので、退席をお願いいたします。
(高田 照美 委員、退場)
- 議 長 それでは、事務局より議案第 2 号 整理番号 4 番の説明をお願いいたします。戸川係長。
- 事務局 議案第 2 号は農用地利用集積計画（賃借権 5 件）について承認を求めるものです。
資料は 11 ページをお開きください。整理番号は 4 番です。
この農用地利用集積計画について利用権の設定をする者は C・90 歳、経営面積 ●●㎡、利用権の設定を受ける者は D・68 歳、経営面積 ●●㎡。
土地の所在は〇〇字△△××番、地目は台帳及び現況ともに 畑 であり、面積は ●●㎡ で、甘しょの作付けを行い賃借料は 10 アール当り 1 万円で口座振込となっています。存続期間は 5 年で新規設定です。図面は 16 ページに添付していますのでお目通しいただきご確認ください。
利用権の設定を受ける者は、これまでも経営規模拡大を図り耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。議案第 2 号の計画内訳書 4 番について承認を求めるものです。説明を終わります。
- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議 長 質疑ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、議案第 2 号 整理番号 4 番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成

ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号 整理番号4番については原案のとおり決定いたしました。

高田委員の入室を求めます。

(高田 照美 委員、入場)

議長 それでは、引き続き事務局より議案第2号 残りの案件の説明をお願いいたします。戸川係長。

事務局 それでは、残りの案件の説明をいたします。

7ページからの議案第2号です。資料は8ページをお開きください。農用地利用集積計画の承認について、平成31年4月30日を公告日とする農用地利用集積計画（賃借権5件のうち残り4件）について承認を求めるものです。

資料は9ページをご覧ください。

期間の始期を平成31年5月1日から平成36年4月30日が終期の5年間存続で、畑 ●●㎡で、内 ●●㎡が再設定です。次に期間の始期を平成31年5月1日から平成37年4月30日が終期の6年間存続で、畑 ●●㎡です。

資料は10ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号1番。利用権の設定をする者は南種子町○○××番地 E・82歳、経営面積 ●●㎡。利用権の設定を受ける者は南種子町○○××番地 F、経営面積 ●●㎡。

土地の所在は○○字△△××番、畑 ●●㎡。賃借料は10アール当たり1万円の口座振込で期間6年の新規設定です。

続いて整理番号2番。利用権の設定をする者は南種子町○○××番地 G・86歳、経営面積は ●●㎡。利用権の設定を受ける者は H、経営面積 ●●㎡。

土地の所在は○○字△△に2筆、○○字△△に2筆、計4筆で、地目は4筆ともに畑で合計面積 ●●㎡・賃借料は10アール当たり1万円の口座振込で期間5年の再設定です。

整理番号3番の I、整理番号5番の J についても利用権の設定を受ける者は H です。内容については後ほどお目通しください。

なお、12ページから17ページに図面を添付していますのでこちらも併せてお目通し願います。

利用権の設定を受ける者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第2号の農用地利用集積計画について承認を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 質疑ありませんか。
議長 「異議なし。」の声あり

議長 異議がないようですので、議案第2号 残りの案件については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号 残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可）について、譲渡人・K、譲受人・L 外6件 を議題とします。

なお、19 ページ整理番号2番・3番において、私が農業委員会法第31条第1項 議事参与の制限に該当しますので、退席いたします。従って議事進行を 西田 三郎 職務代理にお願いいたします。

（石堂 かよ子 会長、退席）

（西田 三郎 職務代理、登壇）

議長代理 それでは、議事を進行いたします。

事務局より議案第3号 整理番号2番・3番の説明をお願いいたします。日高主任。

事務局 19 ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が7件です。内、整理番号2番・3番について、資料を読み上げます。

整理番号2番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 M。

譲受人が南種子町〇〇××番地 N です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

所有権移転で売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、22 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は33 ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 O。

譲受人が南種子町〇〇××番地 N です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

ほかに〇〇字△△に1筆 の合計で2筆。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、23 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は38 ページから添付しています。

以上2件につきましては、4月10日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長代理 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願い
します。整理番号2番・3番、高田 照美 農地部長、お願いします。。

農地部長 整理番号2番・3番の譲渡人につきまして、Mさんと、Oさんは夫婦
です。今回はMさんの方がNさんに農地を購入して欲しいという願
いがありまして、購入の運びとなったということでございます。現地にお
きましては、それぞれWCSの耕作をする予定のようで、それぞれ耕耘機
作業を終えておりました。今後もこの辺りの田んぼにつきましては、土地
改良事業が入りまして、それぞれ農地整備がされるということで、今後も
水田として利活用されていくとみましましたので、何ら問題はないと思
います。以上です。

議長代理 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長代理 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長代理 異議がないようですので、議案第3号 整理番号2番・3番については、
原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員
賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号 整理番号2番・
3番の案件については原案のとおり決定いたしました。

石堂 かよ子 会長の入室を求めます。議事進行を交代いたします。

(石堂 かよ子 会長、入場)

(西田 三郎 職務代理、降壇)

議長 それでは、議事を進行いたします。

事務局 議案第3号 残りの案件についての説明をお願いいたします、日高主任。

事務局 それでは、残りの案件について説明いたします。19ページをお開きく
ださい。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 K。

譲受人が南種子町〇〇××番地 L です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、21ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は28ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 P。

譲受人が南種子町〇〇××番地 Q です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m²。
所有権移転で、交換によるものです。

この件につきましては、24 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は 44 ページから添付しています。

整理番号 5 番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 Q。
譲受人が南種子町〇〇××番地 P です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●m²。
ほかに同字に 2 筆 の合計で 3 筆。

所有権移転で、交換によるものです。

この件につきましては、25 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は 49 ページから添付しています。

20 ページをお開きください。

整理番号 6 番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 R。
譲受人が南種子町〇〇××番地 S です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m²。
所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、26 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は 54 ページから添付しています。

整理番号 7 番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 T。
譲受人が南種子町〇〇××番地 U です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m²。
所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、27 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は 59 ページから添付しています。

以上 5 件につきましては、4 月 10 日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番、西田 暁 委員。

10 番委員 整理番号 1 番についてですが、譲渡人が K、譲受人が L。この 2 人は親戚関係でも何でもございません。田んぼの面積が ●●m²、対価が 〇〇円ということです。譲受人の L さんは水稻を専門に一生懸命やっておられます。場所的には資料 31 ページ・32 ページをご覧になると分かりますが、よく整備された圃場一帯であります。この土地には水稻を作付けするそうです。ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

- 議 長 整理番号4番・5番については、私が説明いたします。
- 5番委員 整理番号4番・5番は、PさんとQさんの交換の農地になります。というのは〇〇の土地改良事業によりまして、Qさんの田んぼが△△にあります。土地改良事業をするにあたってQさんは現在田んぼを耕作していないので、出来たら自宅の下にあるPさんの畑を求めてそこに自分ができる野菜や芋を作りたいということで、(その代わりに)田んぼをPさんが大々的にやっておられますので、田と畑を交換するようです。以上です。
- 議 長 整理番号6番・7番、寺田委員。
- 8番委員 整理番号6番・7番を説明いたします。
- 整理番号6番でございますけれども、場所は58ページになります。譲受人のSさんは、Vの方で管理人として勤めております。ですけれども、甘藷を●●㎡、ロベの方が主体で約●●㎡を栽培しておりまして、農業にも力を入れております。
- 取得する農地は●●㎡と小さいんですけれども、その隣にRさんの宅地がございます、宅地も一緒に買うということで、このようになったということでございます。
- そこには野菜等作っていききたいということであります。ですから農地のほうも合理的に活用できると思っております。
- 整理番号7番ですが、Tさん、それからUさんの件になります。2人は親子関係にあり、娘のUさんは訪問介護員をしているということです。また、Tさんと妻Wさんも80才を超えているということでした。土日休みにはすべて娘の方が手伝いをしながら、一緒に農作業をしているということで、農作業における従事日数も百日を超えているということで、問題はないと思われま。場所的には63ページにあるように、Tさんと娘さんの家との相中にある土地でございます。現在はトウモロコシなどを植えておりますけれども、計画では芋や野菜を作るということでございますので、外の土地も併せて合理的に有効利用できるものと思っております。以上でございます。
- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
- 議 長 質疑ありませんか。
- (「異議なし。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、議案第3号 残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号 残りの案件については原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、譲受人(申請人)であります、X、を議題といたします。

それでは、事務局より議案第4号について、説明をお願いいたします。
日高主任。

事務局 65ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について審査を求めるものです。

整理番号1番。譲受人が鹿児島市〇〇××番地 X。

譲渡人が広島県安芸郡江田島町××番地 Y。

この案件につきましては、平成14年10月25日の定例総会で承認され、平成14年11月26日付け指令農振第5号1893で許可したもので、今回「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書」の提出がありました。

変更の内容について資料65ページをご覧ください。

まず、譲受人・Xの住所が許可を得た時より変更になっております。

次に、転用計画の工事計画が、当初平成14年12月から平成15年3月までの4ヶ月でしたが、今回平成15年2月から平成15年3月までの2ヶ月。

転用目的としましては、当初一般住宅・倉庫でしたが、今回貸駐車場となっています。

詳細につきましては、資料66ページから申請書の写しを添付しています。

この件につきましては、すでに貸駐車場として利用されており、計画変更申請手続きがされておらず、顛末書付きの変更申請であります。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、西田 三郎 委員。

9番委員 ご説明申し上げます。詳細については、ただいま事務局が説明したとおりでございます。

現地は△△集落のほぼ住宅街にあります。当初の5条許可からすでに16年近く放置されていたという状況下にある訳ですが、今回その状況を解消しようということでの計画変更申請でございます。

現場はセメントで整地されておりまして、農地への復元はほぼ不可能という状況下にあります。従いまして、駐車場として今後も利用していくという変更提案は妥当であるとみたところです。以上でございます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号の案件について、原案のとおり決

定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定します。議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第5号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人・Z を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第5号の説明をお願いいたします。日高主任。71 ページをお開きください。

議案第5号は、農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 Z。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は 田、現況地目は 原野。地積は ●●㎡ です。

変更年月日については、平成5年8月頃です。

現況といたしまして、『長期間に渡り耕作してなかったため、現況は原野化している。』 のことです。

参考資料は72 ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

以上の内容につきましては、4月10日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、寺田委員。

8番委員 この申請地の場所ですけれども、字図が73 ページ・74 ページにあるんですけど、見難いようでございます。河内から大和温泉に入る道の橋を2つ渡ったところから、約50m先の左側の方にあります。周りは水田なんですけど、その水田から先の方が何十年も昔から竹藪になっておりまして、竹で覆われている状態でございます。これを農地として復元するのは困難であるという状況でございます。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定します。議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。